

四日市市水道事務取扱要領

令和4年4月

四日市市環境部環境政策課

第 1 章 総 則

(目的)

第1 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）及び三重県小規模水道条例（昭和41年三重県条例第40号。以下「条例」という。）三重県小規模水道条例施行規則（昭和41年三重県規則第47号。以下「条例施行規則」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

第 2 章 専 用 水 道

(確認の申請)

第2 法第32条の規定に基づき市長の確認を受けようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書（第20号様式）により行うものとする。

申請書の添付書類は「水道事業等の認可の手引き（昭和60年6月厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課連絡）」を参考とするものとする。

2 環境政策課長は、前項の工事設計が法第5条の規定による施設基準に適合すると認めたときは確認書（第21号様式）を交付するものとする。

3 環境政策課長は、第2の1の申請を受理した場合において、当該工事の工事設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めたとき、又は適合するかしないかを判断することができないときは確認不適合通知書（第22号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

(記載事項の変更)

第3 法第33条第3項の規定に基づく届出は、第4号様式により行うものとする。

(軽微な変更)

第4 (削除)

(施設使用の報告)

第5 すでに設置されている水道施設が、供給内容等の変更により専用水道に該当するに至ったときは専用水道施設使用報告書（第24号様式）により報告するものとする。

(承継の報告)

第6 専用水道を承継したものは、専用水道承継報告書（第25号様式）により報告するものとする。

(廃止の報告)

第7 専用水道を廃止したときは、専用水道廃止報告書（第26号様式）により報告するものとする。

(給水の開始)

第8 市長の認可を受けた事業について、法第13条第1項の規定に基づく届出は、給水開始届出書（第10号様式）により行うものとする。

(水道技術管理者)

第9 法第19条第1項の規定に基づき水道技術管理者を設置（変更）したときは、水道技術管理者設置（変更）報告書（第14号様式）により報告するものとする。

(水質検査)

第10 法第20条第1項の規定に基づき実施した水質検査（ただし、規則第15条第1項第1号に掲げる検査を除く。）の結果が「水質基準に関する省令（平成15年10月10日厚生労働省令第101号）」に定める基準に適合しないときは、直ちにその原因を調査するとともに必要な対策を講じ、その結果を水質調査報告書（第15号様式）により報告するものとする。

(健康診断)

第11 法第21条第1項の規定に基づき、健康診断を実施した結果、異常があった場合は、直ちに必要な対策を講じ、その結果を健康診断報告書（第16号様式）により報告するものとする。

(給水の緊急停止の通報)

第12 法第23条第1項の規定に基づき給水の緊急停止を行ったときは、直ちに環境政策課長に通報するとともに、その内容についてすみやかに水道事故報告書（第17号様式）により通報するものとする。

(業務の委託)

第13 法第24条の3第3項の規定に基づく届出は、第18号様式により行うものとする。

(断滅水の通報)

- 第 14 渇水、風水害、地震等により、水道に断滅水が生じたときは直ちに環境政策課長に通報するとともに、その内容についてすみやかに水道断滅水状況報告書（第 19 号様式）により報告するものとする。
- 2 環境政策課長は、前項の通報を受けたときは、必要な調査を実施するものとする。
- 3 断滅水の原因となった風水害、地震等の自然災害が一定規模以上のものであり、かつその災害復旧事業が、国庫補助の対象として認められる場合は、前 2 項の規定によるほか「水道施設災害復旧事業の事務処理（昭和 50 年 9 月 19 日環水第 83 号厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長通知）」により報告するものとする。

第 3 章 簡易専用水道

(設置（変更）の報告)

- 第 15 簡易専用水道を設置したときは、簡易専用水道設置報告書（第 27 号様式）により報告するものとする。
- 2 前項の報告書記載事項等に変更を生じたときは、簡易専用水道変更報告書（第 28 号様式）により報告するものとする。

(準用規定)

- 第 16 第 6 及び第 7 の規定は、簡易専用水道設置者について準用する。

第 4 章 小規模水道

(準用規定)

- 第 17 第 2 から第 12 及び第 14 の規定は、小規模水道設置者について準用する。
- この場合において、第 3 中「法第 33 条第 3 項」とあるのは「条例施行規則第 4 条」と、「第 4 号様式」とあるのは「第 4-2 号様式」と、第 8 中「法第 13 条第 1 項」とあるのは「条例第 8 条第 1 項」と、「給水開始届出書（第 10 号様式）」とあるのは「小規模水道給水開始届（第 10-2 号様式）」と、第 9 中「法第 19 条第 1 項」とあるのは「条例第 9 条」と、「水道技術管理者」とあるのは「小規模水道管理者」と、「水道技術管理者設置（変更）報告書（第 14 号様式）」とあるのは「小規模水道管理者設置（変更）届（第 14-2 号様式）」と、第 10 の 1 中「法第 20 条第 1 項」とあるのは「条例第 10 条第 1 項」と、第 11 中「法第 21 条第 1 項」とあるのは「条例第 11 条第 1 項」と、第 12 中「法第 23

条第1項」とあるのは「条例第13条第1項」と、第2の1中「法第32条」とあるのは「条例第5条」と、「専用水道布設工事設計確認申請書(第20号様式)」とあるのは「小規模水道布設工事確認申請書(第20-2号様式)」と、第2の2、3中「法第5条」とあるのは「条例第4条」と、第5から第7中「専用水道」とあるのは「小規模水道」と、第7中「廃止」とあるのは「休止又は廃止」と、「専用水道廃止報告書(第26号様式)」とあるのは「小規模水道休止(廃止)届(第26-2号様式)」と読み替えるものとする。

第 5 章 指導監督

(立入検査)

第18 削除

第 6 章 雜則

(書類の提出)

第19 書類の提出先添付書類、提出部数等は別表-1のとおりとする。

2 別表-1の様式のうち番号の記載の無いものについては欠番とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 3 この要領は、令和3年3月1日から施行し、令和3年3月1日から適用する。
- 4 この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表－1 水道施設設置者等が提出する書類及び関係書類一覧表

様式	要領	事項 記載事項変更届出書 小規模水道布設工事確認事項 変更届出書	根拠法 法第33条 条例施行規則第4条	添付書類 —	あて先 市長	提出先 環境政策課	提出部数 1部
10 第8	給水開始届出書	法第34条	・水質検査結果書の写し	—	市長	環境政策課	1部
11 第9	小規模水道給水開始届出書	条例第8条	・水道施設検査結果書の写し ・水質検査結果書の写し	—	市長	環境政策課	1部
14 第10	水道技術管理者設置(変更)報告書	法第34条 条例施行規則第9条 法第39条	・水道施設検査結果書の履歴書 ・資格を有することを証明できる書類	—	市長	環境政策課	1部
15 第10	水質調査報告書	—	—	—	市長	環境政策課	1部

16 第11	健康診断報告書	法第34条、条例第11条 第1項	—	市長	環境政策課	1部
17 第12	水道事故報告書	法第34条、条例第13条	—	市長	環境政策課	1部
18 第13	業務委託届出書	法第34条	・規則第17条の4に規定するもの	市長	環境政策課	1部
19 第14	水道削減水状況報告書	法第39条	・委託契約書	市長	環境政策課	1部
20 第2の1	専用水道布設工事設計確認書	法第32条	・法第33条に規定するもの	市長	環境政策課	1部
	小規模水道布設工事設計確認 申請書	条例第5条	・規則第53条に規定するもの ・条例第6条に規定するもの	市長	環境政策課	1部
21 第2の2	専用水道の布設工事設計の確 認	—	・条例施行規則第3条に規定するもの	市長	環境政策課	1部
	小規模水道の布設工事設計の 確認	—	—	市長	環境政策課	1部
22 第2の3	確認不適合通知書	法第33条、条例第6条	—	市長	環境政策課	1部
23 第4	専用水道変更届出書	—	・確認申請書に準ずる書類	市長	環境政策課	1部

24	第5 専用管道(小規模水道)施設使用 用報告書	法第39条、条例第16条 ・確認申請書に準ずる書類	市長	環境政策課	1部
25	第6 専用管道(簡易専用管道、小 規模水道)承継報告書	法第39条、条例第16条 一	市長	環境政策課	1部
26	第7 専用管道(簡易専用管道)廃止 報告書	法第39条 ・確認書の写し	市長	環境政策課	1部
27	第15の1 簡易専用管道設置報告書	条例第7条、16条 ・確認書の写し ・施設の配置及び系統を明らかにした図面 を明らかにした平面図	市長	環境政策課	1部
28	第15の2 簡易専用管道変更報告書	法第39条 一	市長	環境政策課	1部